

第3編



長期総合計画推進の考え方

第1章 変化に柔軟に適応し、強みをさらにいかす

- 1 変化への柔軟性
- 2 強みをいかす

第2章 個別計画の推進と分野を横断した施策の展開

- 1 個別計画の推進
- 2 分野を横断した施策の展開
- 3 SDGsとの関係

第3章 中期実行プランの策定

1 変化への柔軟性

令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルスは、瞬く間に世界各国に感染が広がりました。感染拡大を防ぐため、各国ともに厳しいロックダウン(都市封鎖)や入国制限措置を導入したことから、人とモノの移動が世界的に停滞し、経済に深刻な打撃を与えました。

日本でも医療現場のひっ迫等へ対応するために緊急事態宣言が発出され、経済活動の自粛による地域経済への影響は大きなものとなりました。人々の暮らしにおいても、学校での学びやクラブ活動、通勤、食事や買い物、通院、屋外活動や社会的交流など、これまでの日常生活が制限されるとともに、緊急事態宣言解除後も、人と人との距離を保つなどの新しい生活様式の実践が提言されました。

いつ、どこでまたこうした危機が起こるかは予想できませんが、この教訓を次にやってくる危機への備えとしていかすとともに、将来を予測することが困難な時代において、変化に柔軟に適応できる体制を整えておく必要があります。

そのために、あらゆる場面での多様な主体との連携をこれまで以上に進め、テクノロジーの積極的な活用を図り、多様な手段や方法を準備し、課題に直面した際により適した方法を選択しながら、第四次長期総合計画を推進します。

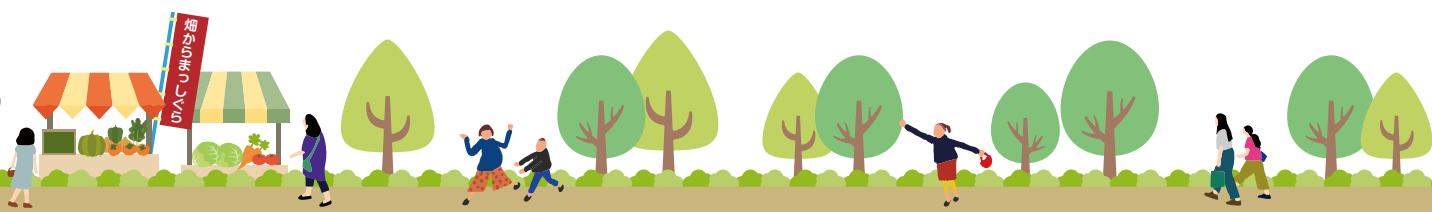
2 強みをいかす

これまでの自然災害や感染症は、それらに対応する中で様々な課題が明らかになりました。同時に、小平市の強みをいかしたまちづくりを進める機会ともなりました。

例えば、自然災害への備えとしては、平坦な土地を強みとして、どこを強化するのか優先順位をしっかりと共有しながら進めていく必要があります。

また、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大によって、テレワークやリモートワークが加速化されました。これまで、市内に7つの鉄道駅があり、そのアクセス性の良さや緑などの自然環境・住環境の良さから、都心に通勤するベッドタウンとして選ばれてきた小平市が、小平市にいながら働けるまちとして選ばれることが期待されます。そのために、緑に癒されくつろぎのある空間をさらにいかすとともに、駅周辺の利便性の向上を図り、新たなにぎわいの創出に取り組む必要があります。

これから訪れる変化を、小平市の強みをいかす機会ととらえ、新たなまちの価値を高めていくよう取り組みます。



1 個別計画の推進

長期総合計画基本構想は、まちづくりのあらゆる分野を網羅し、将来の小平市のあるべき姿と進むべき基本的な方向性を市民、事業者、行政などすべてのまちづくりの主体が共有する最上位の計画です。

個別計画は、長期総合計画に基づき、まちづくりの特定の分野に関する個別具体的な計画であり、対象となる分野の目標や目標の実現に向けた具体的な取組を明らかにするものです。

第四次長期総合計画においては、各分野の具体的な施策事業は、個別計画等に基づき展開します。

■ 分野別の主な個別計画等

主な個別計画等	策定(改訂)年度	計画期間
基本目標Ⅰ(ひとづくり)人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち		
第二期子ども・子育て支援事業計画	令和元年度	令和2年度～令和6年度
子ども・若者計画	平成29年度	平成30年度～令和9年度
公立保育園の運営のあり方に関する方針	令和元年度	—
教育振興基本計画	平成24年度	平成25年度～令和4年度
特別支援教育総合推進計画(第二期)・前期計画	令和2年度	令和3年度～令和7年度
第4次子ども読書活動推進計画	令和元年度	令和2年度～令和6年度
健康増進プラン	平成29年度	平成29年度～令和4年度
第二次小平市のスポーツ振興の基本方針	平成28年度	平成29年度～令和4年度
文化振興の基本方針	平成28年度	平成28年度～令和4年度
基本目標Ⅱ(くらしづくり)多様性を認めあい、つながり、共生するまち		
アクティブプラン21(第三次小平市男女共同参画推進計画)	平成28年度	平成29年度～令和3年度
第四期地域保健福祉計画・第三期福祉のまちづくり推進計画	平成29年度	平成30年度～令和8年度
地域包括ケア推進計画	令和2年度	令和3年度～令和5年度
障がい者福祉計画	令和2年度	令和3年度～令和8年度
第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画	令和2年度	令和3年度～令和5年度
空き家等対策計画	平成30年度	令和元年度～令和5年度
基本目標Ⅲ(まちづくり)自然と調和した、美しく快適で、魅力あるまち		
第三次環境基本計画	令和2年度	令和3年度～令和12年度
第三次みどりの基本計画	令和2年度	令和3年度～令和12年度
用水路活用計画	平成6年度	—
第二次下水道プラン	令和2年度	令和3年度～令和12年度
一般廃棄物処理基本計画	平成29年度	平成30年度～令和4年度
都市計画マスタープラン	平成28年度	平成29年度～令和8年度
耐震改修促進計画	平成28年度	平成28年度～令和7年度
交通安全計画	平成28年度	平成28年度～令和2年度
産業振興基本計画	平成29年度	平成30年度～令和9年度
農業振興計画	平成29年度	平成30年度～令和9年度
観光まちづくり振興プラン	平成25年度	平成26年度～令和5年度
自治体経営方針		
協働の推進に関する指針	平成30年度	—
公共施設マネジメント基本方針	平成27年度	平成28年度～令和44年度
公共施設マネジメント推進計画	平成28年度	平成29年度～令和8年度
公共施設等総合管理計画	平成28年度	平成29年度～令和8年度
地域防災計画	平成26年度	—
国民保護計画	平成27年度	—
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度	—



2 分野を横断した施策の展開

第四次長期総合計画では、目指す将来像の実現のために取り組む方向性として、3つの基本目標を掲げています。そして、3つの基本目標において方針(施策分野)を体系的に示しています。しかし、実際の市民生活における課題やニーズは、複数の行政分野にわたることが多く、一つの行政分野における取組だけでは対応できないことも少なくありません。

こうしたことから、分野横断的に様々な課題を同時解決し、相乗的な効果が得られるよう、視野を広げてそのような課題やニーズを的確に捉え、より効率的・効果的かつ総合的な視点でまちづくりを進めます。

3 SDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12(2030)年を期限とする国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。わが国においても、平成28(2016)年5月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、平成28(2016)年12月に実施指針と8つの優先的課題を決定・発表し、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むことを示しています。

SDGsが示す5つの特徴は、対象や規模は異なるものの目指すべき方向性は小平市のまちづくりとも共通するものであり、長期総合計画を推進することが、SDGs達成にもつながります。また、人口減少、少子高齢化などをはじめとして、取り組むべき多くの課題を克服するために新たな切り口が求められており、そのため的手段としてSDGsを活用した取組が有効となります。

<SDGsの5つの特徴>

- 普遍性：全ての国が行動
- 包摂性：「誰一人取り残さない」
- 参画型：全てのステークホルダーが役割を
- 統合性：社会・経済・環境に統合的に取り組む
- 透明性：定期的にフォローアップ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センターホームページ

各方針とSDGsのゴールの関係	基本目標Ⅰ			基本目標Ⅱ			基本目標Ⅲ		
	方針1 全ての子どもたちの育ちと自立を支援する	方針2 全世代が元気にはつらつと過ごす	方針3 まちの誇りを受け継ぎ、発展させる	方針4 お互いに尊重し、活躍できる社会の実現	方針5 地域の絆で支えあう	方針6 誰もが安心と生きがいを持つ地域づくり	方針7 水や緑を保全・創出し、環境にやさしい循環共生型の社会を形成する	方針8 安全安心で快適な、住みやすいまちを形成する	方針9 地域資源をいかし、活力と交流を生み出す
貧困をなくそう	●				●				
飢餓をゼロに	●				●				●
すべての人に健康と福祉を	●	●			●	●			
質の高い教育をみんなに	●	●	●	●		●			
ジェンダー平等を実現しよう	●	●		●	●	●			
安全な水とトイレを世界中に							●	●	
エネルギーをみんなにそしてクリーンに							●	●	
働きがいも経済成長も		●		●		●			●
産業と技術革新の基盤をつくろう									●
人や国の不平等をなくそう	●	●		●					
住み続けられるまちづくりを				●	●	●	●	●	●
つくる責任 つかう責任							●		
気候変動に具体的な対策を							●	●	●
海の豊かさを守ろう							●		
陸の豊かさも守ろう							●	●	●
平和と公正をすべての人に	●	●		●	●				
パートナリシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●

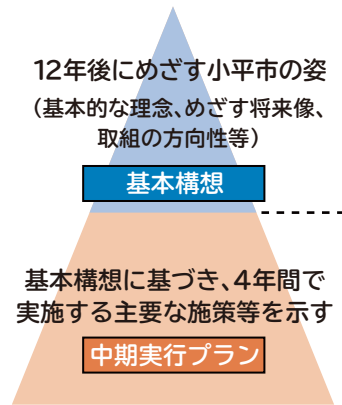


第四次長期総合計画のうち、基本構想は、「市制施行100周年(2062年)を見据え、今後12年間にやることは何かを共有し」、「市民、事業者、行政などがそれぞれに持つ資源を結集し、役割分担をしながら、地域を共に創っていく」ためのビジョンを示すものです。

そして、基本構想の下位に位置づける中期実行プランにおいて、個別の分野における主要課題(個別計画における主要事業や優先事業)や財政フレームを踏まえ、4年間の中期的な視点における方向性や主要な施策を市の予算配分も合わせて示します。

中期実行プランに掲げる主要施策について、毎年施策評価を実施し、修正や補完などがあれば翌年度以降に反映させます。

※計画期間を令和3(2021)年度から令和6(2024)年度とする第1期中期実行プランは、この冊子とは別に令和3(2021)年度に策定します。



中期実行プランの概要

中期実行プランは総論と各論で構成します。総論において市政を取り巻く現状や取組の基本的な視点を大きく捉えた上で、各論において具体的な取組を示します。

中期実行プランの構成(例)

- (1) 総論
 - ・基本的事項(趣旨、位置付け、運用方法等)
 - ・取り巻く情勢
 - ・人口推計、財政推計
- (2) 各論
 - ・施策(基本目標)の推進
 - ・基本目標横断プロジェクトの推進
 - ・事務事業の見直し

施策(基本目標)の推進に掲載する事項(イメージ)

テーマ1 「○○○○○○○○○○○○○○○○」

- 現状と課題
- 取組の方針・内容
- 4年後の到達目標
- 主要事業の年次計画

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
○○○○○事業					
費用	●●●	●●●	●●●	●●●	
概略					
○○○○○事業					
費用	●●●	●●●	●●●	●●●	
概略					

